

## 議会運営委員会記録【未校正速報版】

○招集日時 令和6年 3月19日（火）午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員	委員	長	赤羽直一
	副委員	長	落合信太郎
	委員		小堤修
	〃		石井めぐみ
	〃		金澤克仁
	〃		佐藤隆治
	〃		入江洋一
	〃		遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者	議長	長	岩澤信
	議会事務局長		吉田文彦
	議会事務局次長		澤部慶
	議会事務局長補佐		小笠原一裕

○調査事件

- (1) 議会運営委員会・特別委員会の構成について
- (2) 特別委員会における一般会計予算・決算審査に係る資料請求について
- (3) 令和5年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の回答について
- (4) その他

○調査の経過

午前10時 分開議

○赤羽委員 ただいまの出席委員数は8名。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから、議会運営委員会を開会します。

次に本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信いたします。

それでは協議事項に沿って、会議を進めます。最初に、議会運営委員会・特別委員会の構成についてです。議会運営委員会と特別委員会の委員の選任は、会派比例按分となっています。このことについて、会派に所属していない委員の取り扱いも議会運営委員会の検討事項となっておりますが、ご意見ございますか。

一旦、休憩します。

午後 時 分休憩午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。今、休憩中に、皆様から忌憚ない御意見をちょうだいいたしました。そして、この比例案分で委員会の構成を決めるといのは、民主主義の原則にのっとった正しい形であるという結論に達しました。ただ、少数意見をお持ちの方から、少数意見の反映のためにはどうしたらいいのかという問題点も投げかけられましたが、現在の取手市議会、現状のままでは、正攻法でいくということで結論が出ました。そういうことで皆さん、御異議ございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 御異議なしと認めます。

では、遠山委員、新しい何か提案があるそうでございますので、お願いします。

○遠山委員 今、休憩時間の中で……

○赤羽委員長 休憩じゃないですよ。

○遠山委員 (続) 違う、先ほど休憩の中で、会派に属してない一人会——無会派の名前は言っていていいと思うんですけど、根岸さんのほうから——根岸議員のほうからちょっと発言があって、そこで会派制は問わないというところで発言がありましたけれども。守谷ですとか牛久市のほうで、既に会派制をなくして議会運営されてるという話を先ほど聞きまして、身近なところでもそうやって変えてきてんだなというのが、実は分かった次第なんです。この機会に、取手市議会としてはどうだろうかというところで——含めて、ちょっと会派制について、せめて近隣の——をちょっと調査してみますので、それをもとに、今後、この取手市——この議運の中で研究してみるか、それとも、いやいやいいだろう、やらなくていいとか、その辺の結論はまた次回にさせていただいて結構だと思っていますけれども。取りあえず私のほうから、ちょっとその旨を伝えておきたいと思います。よろしいでしょうか。

○赤羽委員長 今、遠山委員のほうから、会派制について検討していきたいという御意見がありました。

佐藤隆治君。

○佐藤委員 今の遠山さんのおっしゃった会派制についての今後の検討というのは、今後はあっていいと思うんですけど、今のお話の中で、牛久市を例にとって会派制じゃないというお話がありましたけど、何か私、最近聞いた話の中で会派あったよ——会派制でやってるように思うんですけど、その辺の確認等はちゃんとできてお話しされてますか。

○赤羽委員 遠山委員。

○遠山委員 たまたま、開会前にちょっとそういう議論、これまでの調査のとき——調査して基本条例変えてきたという経緯があるので、そのときに資料などあったのかというところで、ちょっと確認していたところが近隣で既に会派制をなくしている議会があるという話になったもんだから、今ちょっと名前を挙げたというだけで、それも含めてちょっと調査をしてみて、本当……

〔発言する者あり〕

○遠山委員 (続) 私がね。それで、つくばみらいだから——あるとこないとこ含めて。

それを次の議会——議運にちょっと報告して、それで取手のこの議運の中で研究していく方向でいくのか、いや、このまま行こうということになるかは、議論して——した上でで結構だと思うんですよ。取りあえず、そういう調査をしてみますので、皆さん御了承くださいという……

○赤羽委員長 遠山委員、遠山委員の言葉づかいですが、会派制がないのと、なくなったのとは違いますから。だから、かつてあって会派制をなくしたのは、なくなった、元々会派制がないのは、会派制がない。その区別をよくつけて発言をお願いしたいと思います。

石井委員。

○石井委員 遠山さんの発言の中で、牛久市は会派がない——なくなったではなくて、この間の統一地方選挙後も、会派があって、うちの我が党の日本維新の会として会派を立ち上げてやっていますので、先ほどの発言の中で、ないというのはちょっと違うのかなと思います。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次長、どうぞ。

○澤部議会事務局次長 議会事務局、澤部です。少し補足をさせていただきたいと存じます。守谷市、牛久市、ともにホームページで確認しますと、まず、会派という言葉は出てまいります。で、会派の方々があって、それがどのような形で機能しているかというところについては、それぞれの市議会の考え方、様々かと思しますので、ちょっとその辺りについてまで、私どもで承知をしているわけではございません。またそういったようなものの調査ものとかで、こちらの議会事務局側で把握できるようなものというのも、私の記憶の範囲ではなかなかないかなというところですよ。以上となります。

○遠山委員 委員長。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 大変失礼しました。ちょっと先ほども発言したように、開会前に、ちょっと雑談の中でそういうちょっと話があって、私自身知らなかったというところで、先ほどの発言になってしまいました。それらを含めて、ちょっと調査してみたいなというふうに思っているということを伝えて、その後、自分なりの報告をさせていただいた上で、この議運の中で会派制について研究していくものがあるか、それとも、いや、このままいこうかと含めて、決めていただければいいと思っていますので、ただ話の流れとして、そういったことをやっていきますということで伝えていくにとどめたいと思います。

○赤羽委員長 それでは、これから将来に向かって会派についての検討をするということでもよろしゅうございますか——じゃあ、そのように決め——決定させていただきます。では、この案件を一旦終了させていただきます。

次に、特別委員会における一般会計予算・決算審査に係る資料請求についてです。現在、特別委員会における一般会計予算・決算に係る資料請求は、会派代表者からの提出となっており、会派に属していない議員は提出することができません。また、議会基本条例に基づく資料請求については、議会運営委員会で、定例会直前の1週間前以降は請求しないとしている経過があります。そのため、会派に所属しない議員は、予算・決算審査に係る資料請求ができない状態です。2月26日の議会運営委員会で議長から発言がございましたが、

根岸議員より、会派に所属してない議員にも資料請求の権利を認めてほしいということの希望があり、前回の議会運営委員会において協議し、今後の検討課題とされました。この件について、今後どのように対応していくのか、御意見ございませんでしょうか。どなたか意見ありませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 特別委員会のための資料請求であるというのは間違いのないところだと思いますけれども。ただし、資料を請求して勉強したいということに対しては、特に別に一緒に請求できてもそれはいいんじゃないのかなと思うところはあるんですが。皆さんの考え方もいろいろお聞きしながら、私は資料の請求はいいんじゃないのかなと思うんですけど、どうですかね——と思います。

○赤羽委員長 そのほかの意見ございませんか。

入江委員。先日、局長のほうから、その資料に関して請求した場合、資料が上がってくるのが、日数かかる場合もあるし、必ずその日までに——いわれた日までに資料が届かないということ、たしか言われましたよね。それ、もう1回申し訳ないんですが、お願いします。

○赤羽委員長 局長。

○吉田議会事務局 事務局、吉田でございます。今現在、今回の予算・決算特別委員会を例にお話をさせていただきますと、資料請求があつてから出てくるまでの、いわゆる日数が7日間かかっているかと思われまふ。今、会派に所属していない方が、予算に関して質疑をされるということになりますと、付託日までにその資料を戻していただかなければならないんですが、なかなかその執行機関のほうで、資料請求があつてから資料を出すまでの期間、これについてはやはり1週間程度、ここをかかるというようなことで伺っておりますので、今のスケジュール感でいきますと、なかなか付託日までに資料が戻ってくるということは難しいかと思われまふ。以上でございます。

○赤羽委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。特別委員会で委員の方また会派の方が、質疑をするために資料請求するというのは当然で、それ時間がかけてもやっていただきたいものです。そういった中で、委員会の中で申し上げているのは、必ずその資料を基にした質疑をしていただいて、質疑の奥を深めていただきたいということを前提にしてるんですけど、議員全員において予算・決算に対しては資料を請求しながら勉強したいというところがあるというのは事実あると思うので、——たくさん何でもかんでも資料を出してくれということはせずに、ちゃんとその辺の全体をわきまえてやるというとなかなか個人個人難しいのかもしれないですけども、そういう——これはおっしゃってるのは、会派に属していない人が資料請求するためのお話だと思うんですけど、少ない範囲であれば、その資料を出してほしいというのは、私は議員全体としては当たり前の請求であるのかなとは思いますが、その辺は皆さんはどのように感じるのかなと思うんですけど。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 ちょっと話を整理したほうがいいかなと思うんですけども。要は委員会に

所属している委員が質疑のために使う資料請求なのか、それとも委員会に所属していない議員が、それ以前にあるその付託日に質疑したいから資料請求するののかというところは、整理したほうがいいと思うんですよ。これこの前の議運でも私申し上げたと思うんですけど、付託日に一般会計当初予算の資料、それまでの質疑にそろえるのは、ちょっとさきの局長のあれにもありましたように、厳しいものがあると正直思います。なので、その辺ちょっと切り分けて、議論をしたほうがいいのかなと思います。

○赤羽委員長 付託——多分、根岸さんのお考えは、付託日に質疑したいので、その付託日に間に合うような資料請求を認めてほしいというお話だと思うんです。そうすると、仮に付託日までに——付託日の前日までに資料をいただくためには、開会前にも資料請求をしないと間に合わない。そこで、今は開会前に議案説明をやってますので、そこで資料請求できないことはないんですが、やっぱり執行部のほうの一般質問の答弁作成との関係があって、なかなか難しいという話も私は伺っております。そのほか皆さん、御意見ございませんか。

入江委員。

○入江委員 これはやはり執行部のほうも、資料に対してそれを回答しなきゃならないんで、双方あるわけですから。執行部のほうはその辺に関してどの辺までできるのかというのは、はっきりは言えないですか。

○吉田議会事務局 以前——事務局、吉田でございます。以前この件について、執行部のほうに確認をさせていただきました。その資料——なるべく当然議員の皆さんはなるべく早く資料を出していただきたいということで、今回のスケジュールでいいますと、予算・決算特別委員会の前日のお昼までということを出していただきました。実際には、資料がもっと早く出来上がったので、前日の夕方に資料のほう送付させていただいたと思うんですが。執行機関としては、やはりその資料請求があってから1週間に——1週間は期間をいただきたいということで伺っております。

○赤羽委員長 遠山さん。

○遠山委員 結局、予算・決算に対しての資料請求というのは会派制なんですよ、会派長の——会派長……

〔発言する者あり〕

○遠山委員 (続) いやいや。議論というか、今のルールとしては。そういう意味では、私たち説明自体も会期日程始まってから説明をという、会議規則にのっとって、だから私たちは今までも反対……

〔発言する者あり〕

○遠山委員 (続) 違う、それと同じで。私はこのルールにのっとってというのであれば、これまでどおりの資料請求に限るということなんだろうと、私は思うんですよ。今回、予算審査の中で、他のみらいの関川議員とか——関川さんだとか、あと私もそう思って取り組んできたんですけど。予算審査を通して、やっぱり改めて疑義あるな、課題にしていきたいなという事案が——事業が出てくるわけですよ。だからもうそうすると、議会——この定例会終わった後にでも資料請求——さらに詳しい資料請求しながら深めていこうって

準備をしようと思ってるんです、もう。関川さんもそういう発言されました。やっぱりやってんだなと私は感心したんですけど。そういう意味では、1人で——議員1人が議長に対して資料請求して出してもらおうという、これまでどおりの議会基本条例で認めてきたように、そういった形でこれから——これからのんで。議員も活動も、だからそこに向けてやっていけるんじゃないかなというふうに、私はこのルールにのっとなってというふうになれば。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 ここで議題にしているのと遠山さんの言ってることは、ちょっと論点が違う——角度が違うと思うんですね。要するに、1人会派の人が予算・決算の委員会に入れないから、本会議で質疑をしたいので、質疑をするに当たってその資料が欲しい——資料が欲しいということ。果たしてそれが間に合うのか間に合わないのか。私個人的な考え方としては、資料を請求するのはいいと思うんです。ただそれに対しての資料が届かないからって、それに対して文句を言ったり愚痴を言ったり言わないと。出るものに関しては出ると、そういう考え方であればいいんじゃないのかなとも思うんですが。御参考までに。

○赤羽委員長 資料請求も2つあるんですね。ですから、1つはいつでもできる——議長を通して資料請求ができる。ですから、遠山さんそれを活用したらということですよ。ですから、ただこの予算・決算の委員会向けの資料請求というのは、このルールでやっていくと根岸さんの付託日の議案質疑には間に合わない。これを何とかしてくれという話は、これはやむを得ないという形でよろしいですか。

遠山さん。

○遠山委員 先ほど前段で話し合い決めたように、このルールにのっとなってやっていこうということだったんで、私はこれまでどおりのやり方しかないだろうという、ルールにのっとなってと思えばという意見です。あとは日常的にやっていけるから、それを大いに活用してはどうだろうという意見です。

○赤羽委員長 分かりました。そのほか御意見ございませんか。——それでは、——ちょっと待ってください。それではここで、一応採決したいと思います。これまでどおりのルールでやっていくということに、賛成の議員の挙手を求めます。〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。では、これまでのルールで実行していきたい——執行していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○赤羽委員長 先ほどの会派按分について採決しなかったもんですから、会派についての検討は続けていきますが、会派の按分については、これから何かで変わるまでは、この会派案分でやっていくということで、賛成の議員の挙手を求めます。〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。一旦、休憩します。

午後 時 分休憩午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。令和5年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、議会運営委員会としての回答についての協議を行います。本件については、前任期の委員会において調査し、取りまとめを行いました。取りまとめて引き継がれた調査結果を、サイドブックに掲載しております。先ほどサイドブックに掲載した表につ

いて、文言を確認し、特に修正がないことを確認しました——が、——一部を修正することにしました。修正の内容は、1、通年議会としては、検討した結果、取手市議会は現状のまま続けていく。2のモニター制度については、今後の検討課題とする。3の陳情・請願については、これまでの制度を継承していくという結論に達しました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

お諮りします。令和5年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は——失礼しました。ただいま発言した内容を基本として、ただいま発言したことを基本として、内容は委員長に御一任いただきたいと思いますが、——一任いただき、調査結果を中間報告としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、その他です。落合副委員長から意見を求められております——発言を求められております。

落合副委員長、お願いします。

○落合委員 改選前のデモテック戦略特別委員会からです。市民との意見交換会での意見を、デモテック戦略特別委員会で取りまとめた回答案が2件あります。改選後、引き継いで、中間報告して回答することになっておりましたが、現在、デモテック戦略特別委員会が設置されておりませんので、この中間報告されていない状況ですので、このことに関して、この回答に関しての取扱いを、この議運でちょっと御協議いただければと思います。

○赤羽委員長 ただいま、落合副委員長から発言がございました。ただいまの発言にあったとおり、デモテック戦略特別委員会は現時点では設置されていないため、今定例会で中間報告をすることができません。このため、デモテック戦略特別委員会において回答することになっていた内容については、各議員の皆様の後ほど情報提供させていただき、その上で市民との意見交換会の回答としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。その他、議長や委員から御意見ございませんでしょうか。——なしと認めます。事務局からありませんか。

○小笠原議会事務局長補佐 委員長。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 議会事務局の小笠原です。2点ほどございます。本日の朝にメールのほうさせていただきましたが、議案が2件、追加送付されました。ただいま、通知のほうさせていただきましたが、1件目が、取手市副市長定数条例の一部を改正する条例について、2件目が、令和6年度取手市一般会計補正予算（第1号）となります。これら追加送付された議案2件については、21日の最終日に上程、提案理由の説明、質疑、付託省略、討論・採決まで行っていただくことにつきまして御協議のほうへお願いします。

また、こちらも本日の朝にメールのほうをさせていただいておりますが、全員協議会についても開催の依頼がございました。21日9時から全員協議会が開催される予定となっております。内容は教育委員長の選任についてと、教育委員の選任についての協議となります。全員協議会終了後、同意案として、教育長、教育委員の同意案についての2件が追加送付される予定です。これら追加送付される予定の教育長選任と教育委員の選任の同意案2件については、人事案件となりますので、申合せによりまして付託省略し、質疑、討論、採決まで行っていただく予定でございます。これら、2点について御協議のほうお願いいたします。

○赤羽委員長 説明が終わりました。質疑等ございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。それでは、事務局の説明のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、事務局の説明のとおり決定いたします。

そのほかございませんか。事務局――  
局長。

○吉田議会事務局長 事務局、吉田でございます。皆様のほうに、実はおわびを申し上げたい案件が1点ございまして、さきの令和5年の第4回定例会におきまして、議決をいただきました議案第54号についてなんです、こちら議案のほう読み上げさせていただきますと、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。実はこちら、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきまして、条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないというような地方自治法の定めがございます。令和5年――先ほど申し上げました第54号議案につきましては、この監査委員の意見を聴せずに議決をしてしまいました。より――迷って、こちらについては、市長のほうから再議に付されるというようなこととなります。こちらにつきましても発見の経緯なんです、事務局のほうで今回ございました議案について精査をしていたところ、今回、議案第3号で送付されました、同じ取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてというところで、こちらについて精査をしていたところ、この地方自治法の定めによらずにというところございましたので、議長のほうから市長に、再議に付していただきたいということで、こちらから通知を出して、最終日に再議に付されるというようなことになりました。我々のほうで、こちら自治法の見落としがあったということで大変申し訳ございませんでしたが、最終日にこちら再議にされるということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○赤羽委員長 説明が終わりました。質疑等ございませんか。――なしと認めます。それでは、事務局の説明のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、事務局の説明のとおり決定いたします。そのほかございませんか。

次長。



○澤部議会事務局次長 事務局、澤部です。政務活動費の関連で、この場で1点ご協議を賜りたい事項がございます。まずなんですけれども、今現在、会派の方々が政務活動費のお金を取り扱っていただく際に、決済性預金口座というものを各会派にて作成いただいて御活用いただいているかと思えます。こちら議会運営委員会での申合せとなっております。今般、この4月1日からまた新たな政務活動費の交付期間と入ってまいります。会派に属さない方々の口座の取扱いについては、今現在会派の決済性預金口座をとというふうに申合せしていた関係がございます。この会派に属さない方々の口座の扱いについて、こちらがまとまっていない状況でございます。なお、この決済性口座というものの理由ですけれども、利子の取扱いに困らないためというふうに当時申合せをいただいている状況です。こちらの会派に属さない議員の政務活動費の口座につきまして、御協議をこの場で賜ればと存じます。以上です。

○赤羽委員長 皆さん、何かございますか。ちょっと事務局にお伺いします。個人で決済専用型普通預金口座をつくることは可能なんですか。

どうぞ、次長。

○澤部議会事務局次長 事務局、澤部です。インターネット情報ということにはなりますが、確認したところ可能というふうに承知しております。現在の——前期は個人のやつはなかったか。1人はなかったですね。分かりました。御意見ございませんか。私のほうから発言しますけれども。それでは、会派に属さない方も、個人の専用決済——決済専用型普通預金口座をつくっていただくということで、よろしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。事務局、それでよろしいですよ。

次長。

○澤部議会事務局次長 事務局内でもこの取扱いに少し協議をした経緯がございます。その会派の方々には個別に口座をつくって管理いただくということをお願いしているわけなんですけれども、個人、会派に属していない方ということになりますと、そもそも御自身で持ってる個人口座というのがあるかと思えます。そういったようなもので管理できるというのが一つあるんですけれども、そうするとその利子の問題をどうするかとか、あとはそのほかの通常の御自身の出入金と混同して行って、そのあとの管理がどうなのかとか、そういったような懸念が払拭できないところもございます。会派の方々は利子の取扱いという観点から決済性口座ということを以前申合せしている経緯もございましたので、今回ちょっと協議をお願いした次第です。以上です。

○赤羽委員長 澤部次長。

○澤部議会事務局次長 あと補足になりますが、こちら裁判例になります。平成21年、福岡地裁のものとなるんですけれども、

交付対象議員が交付を受けた政務活動費については、自己の財産とは別口座で管理し、支出の都度、政務調査費から——この当時、政務調査費ですけれど、政務調査費から支出することを明確にして会計帳簿に記載することが要求されているといったような裁判例もあります。ちょっとこのあたりも踏まえて、事務局内で協議をさせていただきました。

○赤羽委員長 事務局からの説明は終わりました。そのほか皆さん御意見ございませんか。

では会派に属さない方も、政務活動費の専用口座で決済型普通預金、利子の付かない口座で、別途管理していただくということに決定してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕異議なしと認め、そのようにいたします。そのほか何か検討すべきことはございませんでしょうか。——ないようですので、これで議会運営委員会を閉会いたします。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 \_\_\_\_\_